

障がいによる理由とする差別に関する相談窓口
 (事業者等による障がいのある方への不当な差別的取扱い等に関する相談窓口)

●各区役所

| | 担当課(担当) | 電話 | FAX |
|---------|--|--|--|
| 北 区 | 政策推進課(教育連携) | 06-6313-9743 | 06-6362-3821 |
| 都 島 区 | 保健福祉課(障がい者相談) まちづくり推進課(人権相談) 総務課(広聴相談) | 06-6882-9857 06-6882-9734 06-6882-9683 | 06-6352-4584 06-6352-4558 06-6882-9787 |
| 福 島 区 | 企画総務課(広聴) 市民協働課(地域活動支援) | 06-6464-9683 06-6464-9743 | 06-6462-0792 06-6464-9987 |
| 此 花 区 | まちづくり推進課(教育支援・環境) | 06-6466-9743 | 06-6462-0942 |
| 中 央 区 | 保健福祉課(保健福祉) | 06-6267-9857 | 06-6264-8285 |
| 西 区 | 総務課(教育) | 06-6532-9743 | 06-6538-7316 |
| 港 区 | 協働まちづくり推進課 (教育・人権啓発) | 06-6576-9975 | 06-6572-9512 |
| 大 正 区 | 保健福祉課(福祉) | 06-4394-9857 | 06-6553-1986 |
| 天 王 寺 区 | 市民協働課(教育文化) | 06-6774-9743 | 06-6774-9692 |
| 浪 速 区 | 市民協働課(教育・学習支援) | 06-6647-9743 | 06-6633-8270 |
| 西 淀 川 区 | 地域支援課(地域支援) | 06-6478-9743 | 06-6478-5979 |
| 淀 川 区 | 政策企画課(広聴) | 06-6308-9683 | 06-6885-0534 |
| 東 淀 川 区 | 総務課(総合企画) | 06-4809-9683 | 06-6327-1920 |
| 東 成 区 | 保健福祉課(障がい福祉) 市民協働課(人権) | 06-6977-9857 06-6977-9005 | 06-6972-2781 06-6972-2738 |
| 生 野 区 | 企画総務課(広聴) 地域まちづくり課(人権) 保健福祉課(保健福祉) | 06-6715-9683 06-6715-9920 06-6715-9857 | 06-6717-1160 06-6717-1163 06-6715-9967 |
| 旭 区 | 福祉課 地域課 | 06-6957-9857 06-6957-9734 | 06-6954-9183 06-6952-3248 |
| 城 東 区 | 保健福祉課(保健福祉) 市民協働課(市民活動支援) | 06-6930-9069 06-6930-9743 | 050-3535-8688 050-3535-8685 |
| 鶴 見 区 | 総務課(教育担当) | 06-6915-9734 | 06-6913-6235 |
| 阿 倍 野 区 | 総務課(区政企画) 保健福祉課(福祉) | 06-6622-9683 06-6622-9857 | 06-6621-1412 06-6629-1349 |
| 住 之 江 区 | 保健福祉課(福祉) | 06-6682-9857 | 06-6686-2039 |
| 住 吉 区 | 教育文化課(人権) 保健福祉課(障がい者福祉) | 06-6694-9989 06-6694-9857 | 06-6692-5535 06-6694-9692 |
| 東 住 吉 区 | 総務課 | 06-4399-9683 | 06-6629-4533 |
| 平 野 区 | 政策推進課 | 06-4302-9683 | 06-4302-9880 |
| 西 成 区 | 保健福祉課(地域福祉) | 06-6659-9857 | 06-6659-9468 |

●各区障がい者基幹相談支援センター

| | 電話 | FAX |
|---------|--------------|--------------|
| 北 区 | 06-6450-8856 | 06-6374-7889 |
| 都 島 区 | 06-6355-3701 | 06-6355-3702 |
| 福 島 区 | 06-6456-4107 | 06-6456-0561 |
| 此 花 区 | 06-6461-5055 | 06-6461-5056 |
| 中 央 区 | 06-6940-4185 | 06-6943-4666 |
| 西 区 | 06-6585-2550 | 06-6585-2550 |
| 港 区 | 06-6585-2211 | 06-6585-2212 |
| 大 正 区 | 06-6599-9161 | 06-6555-3520 |
| 天 王 寺 区 | 06-4302-5203 | 06-4302-5243 |
| 浪 速 区 | 06-6649-0421 | 06-7506-9379 |
| 西 淀 川 区 | 06-4808-3080 | 06-4808-3082 |
| 淀 川 区 | 06-6101-5031 | 06-6101-5032 |
| 東 淀 川 区 | 06-6325-9992 | 06-4307-3673 |
| 東 成 区 | 06-6981-0770 | 06-6981-0703 |
| 生 野 区 | 06-6758-2050 | 06-6756-0801 |
| 旭 区 | 06-4254-2339 | 06-6180-6901 |
| 城 東 区 | 06-6934-5858 | 06-6934-5850 |
| 鶴 見 区 | 06-6961-4631 | 06-6961-5525 |
| 阿 倍 野 区 | 06-6621-3830 | 06-6621-3830 |
| 住 之 江 区 | 06-6657-7556 | 06-4702-4738 |
| 住 吉 区 | 06-6609-3133 | 06-6609-3210 |
| 東 住 吉 区 | 06-6760-2671 | 06-6760-2672 |
| 平 野 区 | 06-6797-6691 | 06-6797-6691 |
| 西 成 区 | 06-6599-8122 | 06-6562-6677 |

●地域活動支援センター(生活支援型)

| | 電話 | FAX |
|-------------------------------------|--------------|--------------|
| 精神障害者地域生活支援センターすいすい(東成区) | 06-6977-0114 | 06-6975-9955 |
| 地域生活支援センターサワサワ(西成区) | 06-4392-8720 | 06-4392-3331 |
| ふれあいの里地域活動支援センター(西成区) | 06-6659-2672 | 06-6659-2673 |
| 地域活動支援センターこころの相談室リーフ(東淀川区) | 06-6815-8975 | 06-6815-8976 |
| 地域生活支援センターふらっとめいじ(西区) | 06-6541-6668 | 06-6541-6658 |
| 地域活動支援センターもくれん(東住吉区) | 06-6609-8500 | 06-6608-1922 |
| 地域活動支援センターこころの相談ネット ふうが(住吉区) | 06-6678-9205 | 06-6678-7573 |
| “COCOLO”相談支援センター(淀川区) | 06-6308-7209 | 06-6308-7220 |
| 障害者支援施設アテナ平和(地域活動支援センター アクセス)(阿倍野区) | 06-6629-2165 | 06-6629-2063 |

●大阪市人権啓発・相談センター

| | | |
|----------|--------------|--------------|
| (人権相談専用) | 06-6532-7830 | 06-6531-0666 |
|----------|--------------|--------------|

R5.12作成

～共生社会の実現に向けて～

「障害者差別解消法」が改正され、
事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。



「障害者差別解消法」が改正され、 令和6年4月1日から施行されます

Q. 障害者差別解消法とはどんな法律なの？

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。
すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に尊重しあいながら、
共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律です。

Q. 今回の法改正で何が変わるの？

事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。
大阪府の障がい者差別解消条例では、令和3年4月からすでに事業者の合理的配慮の提供が
義務化されています。
今回、法律において明確に位置付けられることになりました。

《改正後》

| | 行政機関等 | 事業者 |
|-----------|-------|-----------|
| 不当な差別的取扱い | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供 | 義務 | 努力義務 → 義務 |

Q. 不当な差別的取扱いとは？

障がいを理由として、正当な理由なく、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、
条件を付けたりすることで、権利利益を侵害することが不当な差別的取扱いにあたります。
不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害することは、
障がいを理由とする差別にあたります。

Q. 合理的配慮の提供とは？

障がいのある人も、障がいのない人と同じように利用したり参加したりできるように、
「必要な配慮や工夫を行うこと」をさします。決して難しい話ではありません。
大切なのは、双方が話し合っ、対話を重ねながら、お互いに理解し、一緒に解決策を
見出していくことです。

Q. 合理的配慮の提供って、具体的にはどんなこと？

段差に携帯スロープを渡す、筆談や読み上げ、手話などによるコミュニケーション、
休憩時間の延長などがあげられます。
障がいの特性や配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個別性の
高いものです。

Q. 過重な負担とは？

合理的配慮は、事業者に「過重な負担にならない範囲」で提供することが求められます。
「過重な負担」かどうかは、第三者からみてもそう言えるか、個々の事案ごとに
影響の程度や事業規模・財務状況等を考慮して総合的・客観的に判断されます。
過重な負担にあたらなくてもかかわらず、合理的配慮を提供しないことは「障がいを理由
とする差別」にあたります。

Q. 障がいのある人とは？

障がい者手帳を持っている人のことだけではなく、障がい者手帳を持っていない人も
含まれます。
なんらかの障がいがあって、その障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や
社会生活に相当な制限を受けているすべての人が対象になります。
障がいのあることも対象になります。

Q. 事業者とは？

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗、施設などをさします。
事業が営利・非営利目的か、また個人・団体・法人の別も問わず、反復継続する意思を
もって事業を行う者が幅広く対象となります。
個人事業主や自治会、ボランティア活動をするグループなども事業者に含まれます。

- ◆ 大阪市では、障がいのある人も障がいのない人も互いに尊重し、共に生きる「共生社会」の
実現をめざしています。
- ◆ 障がいのある人が利用を拒否されたり、制限されたりすることのない「差別のない社会づく
り」に向けてご協力をお願いします。
- ◆ 対応に迷われる場合は、下記問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

このリーフレットのテキストデータやPDFファイル等は大阪市ホームページに掲載しています。
その他の障がい者差別解消に関する取組についても掲載していますので、ご参照ください。

大阪市 差別解消

検索



問い合わせ先：大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話：06-6208-8075 ファックス：06-6202-6962
メール：fa0025@city.osaka.lg.jp